



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 103 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 2 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

グリーンウォッシングに関する ACCC のガイダンス（環境）

いわゆる「グリーンウォッシング」（実態が伴わないにもかかわらず環境に配慮しているかのようにみせること）が近年問題となっており、グリーンウォッシングを対象とした規制の強化が進んでいます。法律上、虚偽または誤解を招く行為は消費者法（ACL）によって広く禁止されていますが、これを取り締まるオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、企業が誤解を招く可能性のある表示や広告を避け、消費者をこれらの不当な情報から保護することを目的に、グリーンウォッシングに関するガイダンスの最終版を公表しました。

最近ではグリーンウォッシングに対する取締りが強化され、ペナルティが科される事例も増えてきており、適切な対応がますます重要になっています。昨年、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）が、退職年金基金や資産運用会社に対し、グリーンウォッシングにより ACL に違反したと提訴したように、ACCC だけでなく ASIC も監視を強化しているなど、グリーンウォッシングに関連するリスクが顕在化しています。したがって、今回 ACCC が公表したガイダンスの原則に基づいた情報開示や表示を行っているかどうかを改めて検証し、適切に対応することが重要です。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)と[関連動画](#)はこちら。

Japan Practice
紹介サイト



その他の注目のトピック

エネルギー関連の規則の改正について（エネルギー）

オーストラリアエネルギー市場委員会（AEMC）が、国家電力ルール（NER）、国家電力小売りルール（NERR）、および国家ガスルール（NGR）の改正を通じ、新たな国家電力目標（NEO）とガス目標（NGO）の適用を明確化しました。国の掲げるエネルギー目標（NER）に合わせて、温室効果ガスの排出量に関するルールを改正し、これらの新たな規則が 2024 年 2 月 1 日より適用されています。

オーストラリアの電力およびガス市場を管理する機関である AEMO は、排出量を政府の定める許容範囲内に抑えるべく、市場の効率的な運営のためのロードマップとして統合システム計画（IPS）を公表していますが、この IPS における排出量の変更等も NER で考慮されることとなります。また、電力の送配電やガスのパイプライン輸送を行う事業者が、事業収入やネットワークの利用に関する取り決めを検討する際に、排出量の削減を目的とした支出を提案書に含めることが認められるようになりました。これにより、新たな規則のもと、エネルギー規制当局（AER）は意思決定において排出量の削減を考慮することが明確になりました。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

気候関連の報告義務に関する法案（環境）

2024 年 1 月、政府は財政法改正法案（Treasury Laws Amendment Bill 2024）を公表しました。本法案には会社法や ASIC 法などの改正案についても盛り込まれており、大企業や資産運用会社などを対象に、2024-25 会計年度分の年次報告より、気候関連の情報開示を義務化する内容となっています。

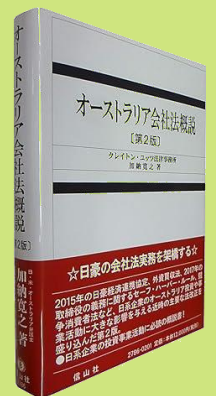
売上高、総資産、従業員数をベースに報告義務の対象企業が決まり、2024 年度（Group 1）、2026 年度（Group 2）、2027 年度（Group 3）と段階ごとにグループ分けされ、Group 3 ではより広範な企業が対象となるような基準が設定される見込みです。ただし、Group 3 に属する企業で気候関連の重大リスクがない場合は、その旨を開示するだけでよいとするなどの例外措置も検討されています。

情報開示が必要となる主な内容として、ガバナンス、企業戦略、リスク管理、排出量、指標や目標などが挙げられます。これらの情報開示に関しては、会社法や ASIC 法などに基づく取締役の義務の対象となりますので、気候関連の報告が必要となる企業の取締役は、適切に対応することが求められます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

個人情報保護法の見直しに関する政府の対応：顔認証技術の利用（個人情報保護法）

オーストラリア政府が、個人情報保護法の見直しに関する報告書の提言に基本合意したことを受け、顔認証技術や生体情報の利用に関する法規制が強化される可能性があります。最近ではセキュリティ強化や盗難防止などを目的に顔認証技術を採用する企業が増えていますが、これらの利用には法的リスクや留意すべき点があります。

顔認証技術による個人の視覚的画像やデータの収集は、生体認証や健康情報が含まれるなど、個人情報保護法 6 条に定義される「個人情報」や特定の「機微情報」に該当する可能性があり、機微情報はその性質上、同法によって高度な保護が与えられています。連邦政府や一部の民間企業についてはすでに現行の法律で顔認証技術の利用が規制されていますが、個人情報保護法の見直しに関する報告書への政府の回答は、この分野における法整備の強化を支持する内容となっていますので、現時点ではまだ具体的な法改正が実施される予定はないものの、今後は顔認証技術の利用によって生じうる個人情報への影響を検討することの重要性は増していくと考えられます。

本稿ではこれらの概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

生成 AI ツールが著作権侵害に与える影響（著作権法）

ニューヨーク・タイムズは、オープン AI とマイクロソフトが言語モデルの学習とコンテンツ生成のために、同紙の記事などを使用したとし、著作権侵害で提訴しました。これらの生成 AI ツールは、ニューヨーク・タイムズのコンテンツをコピーして綿密に要約し、その表現スタイルを模倣した形で生成したとし、また、同紙のコンテンツであると偽ることで、購読料、ライセンス料、広告料、アフィリエイト収入を奪っていると述べています。

ここで法的に問題となるのは、第三者のデータを使って AI モデルを作成することが、米国著作権法上の「フェアユース（公正利用）」にあたるかどうかですが、ニューヨーク・タイムズは「コンテンツを無償で使用し、代わりとなる製品を作成して顧客を奪うことを目的に同紙の著作物をコピーすることはフェアユースではない」と主張しています。しかし、米国の多くの学者などは、AI モデルを学習させるためのコピーやトレーニングはフェアユースであるとの見解を示しています。

他方、オーストラリアでは「フェアユース」に関する例外規定はなく、また、著作権に関する「フェアディーリング（権利制限）」の規定も学術的な研究などの特定の場面にのみ適用されるため、オーストラリアにおける AI モデルの学習のための活用は現行の著作権法では制限されています。そのため、今後オーストラリアで AI 産業を発展させていくのであれば、米国のような「フェアユース」、または「フェアディーリング」による例外措置の導入などの法改正が必要になるでしょう。

本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021 年 1 月 1 日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2023 年の 7 月 1 日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



パラリーガル 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com